『《いわぎん》ＡＴＭ手数料優遇サービス』規定

「《いわぎん》ＡＴＭ手数料優遇サービス」（お客さまのお取引に応じてＡＴＭ手数料優遇の特典が受けられるサービス。以下、「本サービス」といいます。）は、次の要領で取り扱います。

１．対象

普通預金口座もしくは貯蓄預金口座をお持ちの個人および個人事業主の方を対象とします。

２．本サービスの内容

お取引の状況によって以下の特典が受けられます。

ただし、特典の適用は取引店単位で行うこととします。

お取引状況	特典の内容
次の①～④のいずれかに該当 ①　給与振込 ②　公的年金振込 ③　住宅関連ローン ④　金融資産残高 1,000 万円以上	１．当行ＡＴＭ時間外等利用手数料無料サービス
次の⑤・⑥のいずれかに該当 ⑤　①～④の複数に該当 ⑥　金融資産残高 2,000 万円以上	１に加えて ２．ゆうちょＡＴＭ、イーネット、ローソン、セブン銀行ＡＴＭの１回あたりのご利用手数料２２０円のうち、１１０円を月３回までキャッシュバック

３．お取引内容の詳細

（１）本サービスの対象となる具体的なお取引内容は次のとおりとします。

①　給与振込

お勤め先から「給与振込」として発信された振込金を受け取られている場合、もしくは１件あたり５万円以上の振込金（公的年金振込を除く）を２ヵ月連続して同一預金口座で受け取られている場合を対象とします。

②　公的年金振込

国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金を受け取られている場合を対象とします。

※　年金担保融資をご利用されている場合は対象となりません。

③　住宅関連ローン

いわぎん住宅ローンなど住宅関連ローン残高がある場合を対象とします。

※　住宅金融支援機構からのお借入は対象となりません。

※　連帯債務の場合、連帯債務者甲の方のみ対象となります。

④　金融資産残高（普通預金・貯蓄預金等は含まれません）

毎月末時点の以下のお取引の合計金額で算定します。

a　定期性預金	定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金の合計残高
b　投資信託	基準価額に基づく評価額の合計残高（毎月最終営業日の基準価額で評価）
c　公共債	額面金額による合計残高
d　外貨定期預金	外貨定期預金の合計円換算残高（毎月最終営業日の当行仲値で換算）

（２）対象となるお取引は取引店毎の本人取引に限定します。複数店のお取引やご家族のお取引を合算すること

はできません。

４．特典の詳細

（１）当行ＡＴＭ時間外等利用手数料無料サービス

当行ＡＴＭを利用してご預金を引き出す際の平日時間外・土曜・日曜・祝日の利用手数料を無料とします。この際の利用回数制限はありません。なお、金融機関提携により共同で設置しているＡＴＭは、当行が管理するＡＴＭに限り特典の対象とします。

＜参考：通常の当行ＡＴＭ時間外等利用手数料＞

利　用　時　間　帯		手　数　料
平　日	8：00～8：45、18：00～21：00	左記時間帯に当行キャッシュカードにより預金を引き出した場合の利用手数料１１０円
土曜・日曜・祝日	8：00～21：00	

（２）ゆうちょＡＴＭ・コンビニＡＴＭ利用手数料キャッシュバック

当行キャッシュカードで、ゆうちょＡＴＭ、イーネット、ローソン、セブン銀行ＡＴＭをご利用する際のご利用手数料２２０円／回のうち、１１０円を月３回まで（※）翌月１５日にキャッシュバックします。

※　ゆうちょＡＴＭ、イーネット、ローソン、セブン銀行ＡＴＭの合計回数とします。

※　口座解約等により入金不能となった場合は、当該キャッシュバックは無効とします。

５．お取引状況判定時期・特典適用期間

（１）本サービスは毎月末日にお客さまのお取引状況を判定します。

（２）お客さまのお取引状況に応じた特典の適用期間は、お取引判定月の翌々月１日から同月末日までとします。

６．サービスの解除

本サービスは、お取引店の普通預金口座および貯蓄預金口座を全て解約した時点で解除となります。

７．サービスの変更・中止・終了および規定の変更

（１）金融情勢の変化等により、当行は本サービス内容を変更・中止・終了することがあります。これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

（２）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

（３）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

（４）前二項による変更は、公表の際に定める１ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以　上

（2025 年 10 月 1 日現在）